により読み替えら
人保健医療費拠出
正する法律（平成
附則第三十八条第
の効力を有するも
規定による改正前
十七年法律第八十
「平成二十年四月
次条第四項におい

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

第二十条第三項	法附則第二十二条
	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条

附則第二十一条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表中

第二十九条の七第二項	法附則第二十二条
	、前期高齢者納付金等
	及び病床転換支援金等

を

第二十九条の七第二項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項第一号イ	、前期高齢者納付金等
	及び病床転換支援金等
第二十九条の七第二項第一号ロ	法附則第二十二条
	及び病床転換支援金等

に改める。

改正令附則第八条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）	
、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	
改正令附則第八条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条	
、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	

附則第二十二条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九条の七第一項	法附則第二十二条	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
第二十九条の七第二項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項第一号イ	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）
	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
第二十九条の七第二項第一号ロ	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
第二十九条の七第三項から第五項まで	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
	調整対象基準額	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額
	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金